

## 山口県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

昭和58年 8 月 8 日

本部訓令第 4 号

山口県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、山口県警察旗(以下「県警察旗」という。)の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第 2 条 県警察旗の制式は、別表に掲げるとおりとする。

(使用)

第 3 条 県警察旗は、次の各号のいずれかに該当する場合で、警察本部長が必要と認めるとき使用するものとする。

(1) 山口県警察が主催する主要な行事

(2) 警察職員の士気高揚等のため必要なとき

(保管責任者)

第 4 条 県警察旗の保管責任者は、警務部警務課長とする。

(備付簿冊)

第 5 条 警務課長は、県警察旗の使用状況を明らかにするため、県警察旗使用簿(別記様式)を備え付け、使用の都度記載しなければならない。